

IT 競争政策意見募集に対して、以下の通り応募します。

3 NTTグループの位置付けと公正競争の確保

NTT 地域会社は、現状の東西の地域で分けるのではなく、サービス部門（営業・電話受付 1 1 6・料金回収・故障受付 1 1 3）と、設備部門（設備管理・顧客線番管理・顧客局内収容位置管理・相互接続・公衆電話管理）との機能別に分離すべき。

NTT 地域サービス部門は完全民営化して競争させるべき。

NTT 地域設備会社は、NTT 持ち株会社と再統合して、規制下の会社として残し、地域アクセス設備の維持・管理の責務、設備に関するユニバーサルサービス提供の責務を負わせる。人員は最小限の配置とし、極限まで低コスト構造とする。

NTT 地域設備会社には、完全民営化された NTT 地域サービス会社をはじめ、NTT コミュニケーションズや各 NCC キャリアにも完全平等、公平に設備を提供させる。

逆に、NTT 地域サービス会社、NTT Com、各 NCC とともに、NTT 地域設備会社に対して、接続料金を支払う。

優先接続制度により、各キャリアは、NTT 地域設備会社に収容されている顧客を、自社の顧客に固定することが可能となり、完全に公正な競争条件ができる。

NTT 地域設備会社（持ち株会社と統合）は、NTT コミュニケーションズ、NTT 地域サービス会社、NTT ドコモ等の、他の NTT グループ会社とは、資本、人事、資金等において、完全に分離すること。

但しそれと引き換えに、地域設備会社と完全分離された、これら NTT グループ会社相互間の提携は自由とすること。

恐らく、NTT 地域サービス会社においては、人員が過剰となることから、これらの受け入れ先として、NTT Com や NTT ドコモ等への人員流動を確保できる。

また、携帯・データ通信一体のサービスといった新しいサービスの開発を容易にできる。

4 ユニバーサルサービスの確保

2 主要な論点

ユニバーサルサービスの社会的意義

多様な競争主体により電気通信サービスが提供されている中、今後ともユニバーサルサービスを確保していくことの社会的意義

いまや「国民生活に不可欠」なのは、「電話の役務」ではなく、「アクセス回線提供の役務」であると思う。

電話は、NTTに限らず、アクセス回線さえあれば、優先接続により、各NCCが全て提供できる。

NTTは、地域設備管理の機能のみを有する規制会社として、地域アクセス設備の維持・管理の責務、設備に関するユニバーサルサービス提供の責務を負わせる。人員は最小限の配置とし、極限まで低コスト構造とする。

ユニバーサルサービスの範囲

競争政策が進展すれば進展するほどデジタル・ディバイドの解消が重要な政策課題となる中、ユニバーサルサービスの範囲を、例えば、急速に普及しているインターネットや携帯電話などを含め拡大することの是非

離島への設備設置、災害対策主導、公衆電話の最低限数設置、等におけるNTT地域会社への対応責務は残すべき。

しかし、インターネットや携帯電話への拡大はすべきではない。競争によって成長したサービスには不向きな考えだ。災害時のみに限定し、例えば被災地へのインターネットや携帯電話の設備の緊急対応、といったものに留めるべき。

ユニバーサルサービスのコストの算出方法

ユニバーサルサービスに関する原資の確保の在り方

前提として、NTT東西地域会社に対して、利用者が負担している、「施設設置負担金」といったものや、「電話加入権」特別措置法令の再定義が必要。

各キャリアがユニバーサルサービスのコストを応分に負担するのであれば、NTTが「施設設置負担金」を徴収するのは、利用者から、費用を二重徴収するのと同じである。

ユニバーサルサービスと料金水準

競争環境の中で、今後ともユニバーサルサービスを確保していく際、同一のサービスについて地域間で料金水準格差が生じることの是非

料金水準格差は、固定電話を除き、受忍限度内であると考え。特にインターネットアクセス(DSL,ISDNのIP接続)IMT-2000等の新サービスは、自然とそうなるであろう。

そもそも、電電公社民営化では、不採算部門の切り捨てにより、国鉄の二の舞をしないのが目的だったはずである。

5 通信主権等の確保

ネットワークセキュリティの確保の在り方
ハッカー・サイバーテロ対策の在り方
非常時における緊急対応方策の在り方

昨今起きている薬物を利用した殺人事件や、松本サリン事件と同様に、事件捜査が非常に難しいため、国家レベルにおける、各省庁の横通し対応や、通信キャリア、ISP、ソフトウェア、大学、研究所等からの応援の仕組み作りが必要。

やはり内閣を中心にして、自衛隊・警察・法務検察等と緊密に連携し、遺漏のない対策を望む。

7 利用者利益の確保方策

その他消費者保護のための方策

インターネット電話の普及が予測されることから、利用者にとっての電話番号に代わる、IPアドレスやURLアドレス等の通信に関わる外延情報やプライバシーについて、その保護のありかたをどうするか、検討の必要がある。

以上、よろしくお取り計らい願います。

菅野 嘉高(KANNO, Yoshitaka)

